

大学名	1. 有無	2. 名称	3. 単位数	4. 種別	5. 設置学年/学期	6. 履修の要件科目	7. その他
立教大学法科大学院	有	エクスターンシップ	2単位	選択必修	3年次		2週間を研修期間とし、3年次の8月末～9月に行なう。
立命館大学法科大学院	有	エクスターンシップ	2単位	選択必修	3年次	守秘義務講座およびマナー研修は必ず履修すること。	2週間程度の研修期間を予定。
琉球大学法科大学院	有	エクスターンシップ	2単位	選択必修	3年次/後期		法律事務所、企業法務部及び官公庁等の法律実務の現場で1週間以上の研修
龍谷大学法科大学院	有	エクスターンシップ (科目名は法務研修)	2単位	必修	2・3年次	第4セメスターまでに配当された法律基本科目と実務基礎科目の履修	「一般実務対応系」および「特定実務対応系」に分類。前者は、民事または刑事の弁護実務に力点を置いた実習を中心に構成され、後者には、企業法務と公益活動の2つのプロジェクトがあり、特定の実務領域に力点を置いた演習と実習を組み合わせて構成。
早稲田大学法科大学院	有	エクスターンシップ	2単位	選択必修	2・3年次		派遣先としては、東京及び地方の法律事務所、企業法務部、経済産業省などの官公庁、JICA現地事務所などの国際援助機関などを確保

臨床法学セミナー

早稲田大学法科大学院の 刑事クリニックを担当して

講師：佐藤博史（弁護士）

（早稲田大学大学院法務研究科教授*講演時）

司会：宮川成雄（早稲田大学大学院法務研究科教授）

日時：2012年3月14日（水）午後6時～7時

場所：早稲田大学早稲田キャンパス8号館8階808会議室

早稲田大学法科大学院の刑事クリニックを担当して

講師：佐藤博史（弁護士）（早稲田大学大学院法務研究科教授・講演時）

司会：宮川成雄（早稲田大学大学院法務研究科教授）

日時：2012年3月14日（水）午後6時～7時

場所：早稲田大学早稲田キャンパス8号館8階508会議室

（司会・宮川） 本日の臨床法學セミナーは、早稲田大学の法科大学院で2009年度から2011年度まで、刑事クリニックを担当された佐藤博史先生にお話を伺います。リーガル・クリニックでの教育経験を継承することは大変重要なことです。刑事クリニックでの佐藤先生の教育経験を引き継ぎ、今後より充実させてゆきたいと考えております。では佐藤先生お願いいたします。

（佐藤） 私は、陪審制や参審制など各国の市民参加の裁判制度を相察した経験がございます。そして、その都度、世界のリーガル・クリニックを見つめています。日本で法科大学院が始まったとき、クリニックがどういうものになるのか興味がありました。早稲田大学は非常に早い段階からクリニックに取り組みました。私は、高野弁護士の後を引き継いでこの2年間やってまいりました。本日は、その経験に基づいてお話ししたいと思います。

まず、刑事クリニックにはどういう意義があるか、ということです。「量の上の水練」という言葉がありますが、実務に携わる人を養成する法科大学院で理論ばかりを学ぶというところは「量の上の水練」に似ていて問題があると思います。高野さんは、この論文（高野隆『学生弁護士』はどこまで

きるか）、宮川成雄編著『法科大学院と臨床法學教育I（成文堂、2003年所収）の中で、「おこなって学ぶ（learning by doing）」ことを強調されています。論文の最後で、ゴルフを習おうとする者にゴルフのやり方を教える場合やはり実際に実技を学ばせるはずである、と書かれています。また、医学生に外科手術について教える時たし書物から教えるだけだと聞いたらわれわれ何というだろう、とも書いています。つまり、高野さんは、リーガル・クリニックの意義を「おこなって学ぶ（learning by doing）」ことにあると言っています。しかも、基本的

には、学生は弁護士と同じことができなければならぬと強調されています。たしかに、私も、学生が実技を学ぶことは重要であると思います。しかし、私はあえて高野さんに異論を述べます。私は、リーガル・クリニックの意義はあくまで「見て学ぶ（seeing by doing）」ことにあると思います。この本では、アメリカのリーガル・クリニックの学生の弁護の質と一般の弁護士の弁護の質とを比較して、学生の弁護のほうが質が高いという報告がされています。私もアメリカの公選弁護人（public defender）の事務所を訪ねたことがありますが、そこで聞いた話ですが、奥さんは「私

の夫は公選弁護人です」と言うことはあまりないそうです。なぜなら、公選弁護人は、質が非常に低いと思われるからだと思います。刑務所に行った人たちは皆、公選弁護人のせいで駄目になってしまふと言われることもあるそうです。公選弁護人の全部が悪いと言いませんけれども、一般的に質が高いものではないと思われると思います。それに対して、学生のほうが、熱意があり、頼りになります。指導者がよければ、学生のほうが質が高い場合もあります。それで、高野さんは、インセンス・プロジェクトを取り上げて、アメリカでは刑事クリニックの学生が冤罪の可能性がある事件を担当して実際に顕著な成果を上げているのが、日本ではそのような成果を上げるにはまだまだ遠いと言ひ、アメリカのインセンス・プロジェクトを目指せとおっしゃっています。しかし、私はそれは不可能であると思います。刑事クリニックの学生の技能が、弁護士の技能を上回ることはありませぬ。なぜなら、弁護士の能力がそんなに低いものであつてはならないからです。裁判官の場合、現在では特例という制度ができたので5年になつていますが、まず判事補の段階があつて10年間は1人では活動できません。法曹養成というのは経験が重要です。だから、ルーキーの弁護士が死刑事件を担当できるのかといへば、私はできないと思います。非常に難しい事件について、資格もない法科大学院の学生ができるはずがありません。ゴルフの例で言えば、教本だけで学んだ人がいきなりゴルフ場に行けば、色々な失敗をします。リーガル・クリニックでも同じことが起こります。だから私は、刑事クリニックの意義は、プロがそ

の仕事をりを見せて教えるものであると思います。

次に「学ぶ」ということについてお話しします。これは重要な問題です。人がものを考えるとき、自分の既知の情報に未知の情報を付け加えてしか発想できません。例えば、未知の動物について言葉で説明をされただけでは、おそらくその言葉から想像するものは十人十色です。しかし、目で見てしまえば、一度でわかつてしまいます。「百聞は一見にしかず」です。例えば、刑事手続の接見について話しているときに、私は当然警察の接見室を思い浮かべながら話をしています。しかし、学生によつては全く違うものを思い浮かべながら話を聞いている場合があります。つまり、ギャップがあるのです。刑事クリニックで検察庁や裁判所の建物に学生を連れて行くのは、そういうギャップを一挙に埋めることができるからです。刑事訴訟の構造はシンプルです。捜査機関・訴追機関・弁護士という三角の関係です。実際に捕まつた人・身柄の拘束を求めるサイド・解放を求めるサイドがいて、真ん中に裁判所がいます。学生にはその構造を実際の手続を見ながら経験してほしいと思います。書物を読んだだけでは立体的には感じられなかつたり、別々のものを想像したりしてしまひますが、一度目で見て経験してしまえばイメージがぶれることはありません。

次に「模擬裁判の位置」についてです。早稲田大学で模擬裁判が始まつた時のことをよく覚えていたのですが、学生が3人しか集まりませんでした。スタッフには寺崎先生・川上先生・平尾先生・私がいいて、被告人役・検察官役・裁判官役・弁護役と4

窃盗事件は春学期の学生が担当しましたが、この事件は今も継続しています。したがって、春学期の学生は弁護を捜査弁護の段階で引き上げることになります。カリキュラムとしては毎週1回担当していることになっていますが、実際は夏休みと春休みで集中的に行っています。そうすると、結局、捜査段階のところだけで終わってしまいます。そこで、可能であれば、捜査弁護だけではなくて、公判弁護と控訴審弁護も担当させたいので通年の授業にしたほうがよいのではないかと思います。私の見るところは、外国ではクリニク用に部屋があつて、そこに学生が時々集まつて法律相談所のような形で集中的にやっているように思います。早稲田大学では刑事クリニックについて中途半端な期間になっているように思います。

(参加者) アメリカの場合も多様性がありますので、一概には言えませんが、通年の刑事クリニックを6単位や8単位で履修可能なのところもあります。

(佐藤) そうですね。私は、何度か上智大学のエクスターニッツを引き受けたことがあります。そこではある程度長い期間を設けていました。早稲田大学の刑事クリニックは、上智大学のエクスターニッツに比べて少し期間が短いように思います。期間の問題の他にも、教員の人数についても問題があります。現状では、弁護士1人に学生3人~4人がついています。刑事事件の場合、接見室というのは大体3人しか入れません。4人で行くくと、2人ずつに分けるよう指示を受けます。そうすると、まず弁護士だけで接見をしまして、その後で、学生2人ずつを交互に入れることにな

ります。これは、被疑者にとつては大きな負担です。学生が3人のときは、私が立つて学生を3人入れてやらせてもらえるのが普通であると思います。しかし、学生が4人になると、入れてくれない警察署もありました。捜査弁護では教師1人に対して学生2人、公判弁護や控訴審弁護では教師1人に対して学生4人がベストではないか思います。ここはもう少しフレキシブルに考えたほうがいいのではないかと思います。もう一つ、学生を控訴審弁護まで担当させたいと考える理由は、習得すべき技術と関係があります。捜査弁護では「聞く技術」、公判弁護では「尋問の技術」、控訴審弁護では「説得の技術」が重要になります。それぞれ弁護の段階によつて求められる技術は違います。もう少し詳しく説明しましょう。まず、捜査弁護の「聞く技術」について強調すべきことは、クローズドクエスチョンではなく、オープンクエスチョンで聞かなければならぬということです。例えば、クローズドクエスチョンとは「あなたはしかじかです」ということで間違いないか」と聞かずに「あなたは、私がいまお話をしているように質問します。しかし、それは絶対やってはいけない」と私は言っております。知っていることでも知らない顔して「あなたはこういうことで逮捕されたのか」と言つてくたさい」と聞きます。そうすると彼自身がどういふふうには理解しているかということがわかるからです。だから、知っていることでも知らない顔して聞き、彼自身の言葉で答えさせなければ正しい証拠が得られないと教えています。

ナイチンゲールも『看護実書』(1860)という本の中で誘導尋問(leading question)は不正確な情報しか集まらないと言っています。例えば「昨日よく眠れましたか」と聞くのは、イエス・ノー・クエスチョンですから、クローズドクエスチョンです。よく寝たかどうか聞きたいときは、例えば「何時に寝ましたか」と聞かなければなりません。「気分はいいですか」と聞いてはいけません。なぜなら、この質問では、気分がいいか悪いかはわからないからです。看護婦さんが患者さんの容態を確認するときも、患者自身の言葉で答えさせることによつて正しい情報を得ることができると彼女は言っています。私は、弁護士の場合も全く同じであると思います。それから、先生に質問するときに「そうですね」と言つてはいけなくと学生に言っています。先生も、学生がわかっていると想つたらそれ以上説明しません。賢そうな顔をしては先生からそれ以上の情報を聞き出せないのです。わからない顔をしていると先生は丁寧に説明してくれます。そのときに自分の知識と一致していればあよかったと思えばいいのです。私はそういうふうに質問します。例えば、授業などの日程を学生に確認するとき「何月何日どこどこだね」とは聞きません。私は忘れた顔をして「今度の会合はいつかね」「場所はどこかね」と聞きます。学生は、こういう「聞く技術」さえわかっています。

次に、「尋問の技術」です。これは原則として誘導尋問です。オープンクエスチョンをしてしまうと、答える人が自由に話し始めてしまうので、そのような聞き方は絶対にやってはいけません。せつかく追いつめても、なぜだと聞けば、全く関係ない自由な答えをされてしまいます。例えば、証

人が警察段階で話していたことと別のことを公判庭で話したとします。そこで、証人に対して「あなたは警察官の前でこういうことを言っていましたね」と聞けば成功する。しかし、往々にして失敗する質問の仕方は「なぜあなたは別のことを言ったのですか」と聞く場合です。これは完全なオープンクエスチョンです。賢い検事ならば、そのような質問は必ず弁護士から聞かれることはわかっていますから、その場合の答え方を証人に教えていると思います。例えば「警察段階では勘違いしておりました。このことを覚えてもらつて、それが正しいと思つたから訂正しました」などと言われ

てしまったら弁護士はおしまいです。尋問というのは、「あなたは先ほどどう言つたけれども、検察官の前ではこういうふうな言っていましたね」というところで止めるのが正しい尋問です。それで、その理由を検察官から証人に聞かせなくてはいい。だから、理由を問う質問は、この場合、弁護士がするのはなく、検察官にさせるというのが正しい「尋問の技術」です。これが当事者主義における交互尋問の一つのテクニクです。真実に到達する方法かどうか全くわかりませんが、わが国ではその中でジャッジするという制度になっていますので、その制度の中で効果を上げる尋問技術を身に付けなければなりません。このように、接見のときにはオープンクエスチョン、そして、尋問のときにはクローズドクエスチョンを中心がけなければいけません。だから、弁護士というのは、状況によつて言葉を使い分ける技術を身に付けなければいけない。こういうことは刑事訴訟法の教科書には書いていません。

人が警察段階で話していたことと別のことを公判庭で話したとします。そこで、証人に対して「あなたは警察官の前でこういうことを言っていましたね」と聞けば成功する。しかし、往々にして失敗する質問の仕方は「なぜあなたは別のことを言ったのですか」と聞く場合です。これは完全なオープンクエスチョンです。賢い検事ならば、そのような質問は必ず弁護士から聞かれることはわかっていますから、その場合の答え方を証人に教えていると思います。例えば「警察段階では勘違いしておりました。このことを覚えてもらつて、それが正しいと思つたから訂正しました」などと言われ

そして、次の控訴審の弁護では、既に一審判決が出ており、刑事記録がありますから、そこから問題点を抽出して控訴趣意書を書き上げる作業です。一橋大学の刑事クリニックでやっているのはこの作業です。この作業は、既に判決があり、証拠に基づいてその誤りを論証するというものです。これは「書く技術」と関係しています。一橋大学の司法試験の合格率が高い理由がここにあるのかどうかは知りませんが、早稲田大学は、この「書く」作業よりも前の作業を一生懸命やっています。たしかに、その作業にも、学習上、書物で読んだ事柄に肉付けするというプラスの効果があります。しかし、司法試験は「書く技術」を試す試験だけで、プレゼンテーションの技術などは全くありません。司法試験を念頭に置くと控訴審弁護を中心にしたクリニックもありえると思います。また、このクリニックは、期間の問題になりません。控訴趣意書を書き上げるスケジュールを決めて、1週間ごとにも先生とデイスカッションして作成していくからです。

最後に、教員を確保するための無報酬の非常勤講師制の創設についてお話しします。刑事クリニックは応募者数が多く、教員1人が学生4人を担当するという状態が続いています。私は早稲田大学を去った後も刑事クリニックのお手伝いをしたいと思いますが、野村先生にその旨申し出たところ、それは少し難しいと言われました。なぜなら、単位を与えるために非常勤講師の資格を与えなければならぬが、予算の関係で非常勤講師を必要以上に増やせないからだと思います。実際、刑事クリニックでは、国選弁護を受任した場合、そのフイーは弁護

士が直接受け取ってよいことになっていきます。ただ働きをしているわけではありませんが、刑事クリニックの非常勤講師は無報酬でもかまいません。大学が、ボランティアで手伝う人に非常勤講師の肩書きを与えるような新しい制度をつくるというのも全然おかしくないと思います。この制度によって、教員と学生の人数比の問題もクリアできます。現状は、刑事クリニックが少ないということもありますが、応募してきた学生はよほど駄目な学生でない限り採用しておりますので、教員1人に対して学生4人になることを覚悟の上でやらなければいけない状態です。その問題を解消するためには教員の数を増やした方がよいと思います。早稲田大学の刑事クリニックへの応募者数は増えつつありますので、教員も増員する必要があります。早稲田大学には立派な模擬法廷がありますので、それを使って模擬裁判を活性化すれば、プラスの効果を与えることができるのではないかとと思います。

(参加者) どうもありがとうございます。最後のところは、現状の非常勤講師給与よりも安いのか、あるいは、無償で教えてもらえるような人を雇用できる制度をつくらなければならないかというご提案ですが、たしかにできないことはないと思います。しかし、それは非常勤講師という制度を崩していくこととなります。例えば、偉い先生が無償に近いような給料で非常勤講師をやっているとなると、非常勤の講義しか持っていない先生がさらに薄給になる可能性が懸念されます。(佐藤) 上智大学のエクスターションシップを引き受けた時には全くお金が出ませんでした。

た。

(参加者) 早稲田もエクスターションシップだけは一切控えています。しかし、エクスターションシップでは単位与えていきます。それと同じ制度を作れないかということですが。

(参加者) エクスターションシップの場合、形式上、その科目を担当している専任教員がいます。そして、その教員が単位認定をしています。派遣先では経費をさせてもらっているだけです。早稲田大学の場合、派遣先には無償でやらせてもらっていますが、法科大学院によっては派遣先に一定の謝金を出しているところもあります。

(佐藤) 単位認定に関しては、エクスターションシップと同様、担当した弁護士が学生の活動について報告を出し、それをもとに専任教員が単位認定すればよいと思います。非常勤講師が刑事クリニックの担当教員となっており、非常勤講師の人数に限りがあるため、増員できないのが現状です。

(参加者) 刑事事件を多く扱っている法律事務所は早稲田大学の学生を派遣して、エクスターションシップの単位として認定するという制度は可能です。

(参加者) 専任教員・非常勤講師の下位のカタゴリーとして、例えば「授業協力者」としてやって頂くことは可能でしょうか。

(参加者) 実際、普通のクリニックでは教師2人で担当していると思いますが、民事クリニックの場合、そこにもう1人ボランテニア弁護士が入って合計3人でやっています。もちろん、ボランティア弁護士としてやって頂く方のご理解と献身的なお気持ちがないとできません。

(参加者) 先学期までクリニックを担当していた弁護士で今学期から外れた方にも、事件そのものが継続しているのもう1学期だけご協力いただくとかということはありません。単位認定するのは非常勤講師として任命された者あるいは早稲田大学の専任教員ですが、協力者としてボランティアとして協力していただくということもできません。

(佐藤) いずれにしても、東京大学と違って、早稲田大学では模擬裁判に参加する学生が少ないと思います。実務に触れることが学習上大変プラスになるという情報が、学生の間に提供されていないのではないかと思います。

(参加者) 現状の模擬裁判のやり方としていえることは、あらかじめ発言内容がちゃんと決まっている、何も考える必要がなく、シナリオを覚えるだけになってしまっています。学生に自分で考えて法廷活動をさせる工夫が必要です。

(佐藤) 明治大学の模擬裁判で、学生に独自に活動させるやり方を探っていたみたいですが、それがうまくいかなかったようです。早稲田大学では、残念ながら模擬裁判はまだ育っていません。早稲田大学は立派な模擬法廷であるのに全然活発ではないのが不思議ですね。

(参加者) 民事の模擬法廷は結構活発にやっています。データだけ与えて、自分で準備書面をつくって自分たちで尋問しています。

(佐藤) それが模擬法廷の本来のおもしろさです。刑事はまだそこまでいっていません。(参加者) 民事の模擬法廷は人が集まりま

すか。

(参加者) 割りど集まっています。去年も20数人来ました。

(佐藤) 東京大学の場合、あまりにも多くの学生が集まってしまったので、裁判体も三つ、四つ作りました。それぞれが判決を下すのですが、皆バラバラです。何がどび出すかわかりません。しかし、それがすぐくおもしろかったです。早稲田大学の学生は決められた通りのことをやるからあまりおもしろくないように思います。

(参加者) 早稲田大学の学生は手続を学ぶことに集中してしまっています。

(佐藤) そうです。早稲田大学の刑事模擬裁判では基本的に手続を学ぶことを重視して、15コマのうちの半分ぐらいは講義をされておりました。たしかに、弁護士や検事がそれぞれ話しますから、講義も非常に意味があります。しかし、自分の頭を使って考えるのが模擬裁判の本来の形だと思えます。学生にもっと自由にやらせて良いと思えます。

(参加者) リーガル・クリニクス教育についての基本的な疑問・批判に関してですが、「間接的正統参加」という概念があります。これは、医学教育の中で、まだ国家試験に合格していない医学生が、5年生～6年生の段階で、医師あるいは看護婦などの治療の集団の中に入って、実際の治療を見て、そしてできるからお手伝いをするというものです。学んだ理論を実践し、実技を学び、かつ患者に対する責任感も養っていきます。そして、5年生～6年生の2年間、最初はお手伝いだったのが、指導医の厳しい監督の下である程度の治療ができるようになっていきます。これと同様に、法

曹養成も理論教育と実技教育を分断して教えるのではなくて、徐々に慣れさせていて一人前の実務家に育てるといった教育方法が重要であると思います。

(佐藤) それだけの手間暇かけて教育できるならよいですが、刑事クリニクスでは、期間も短く、学生はとにかく初めて経験することばかりです。

(参加者) 泳げない人を突然海に入れて「泳げ」というのでは、溺れてしまうし、他の人に迷惑をかけます。やはり、学校で実技を教えるというのは、全くの“on the job”ではなく、コントロールされた“on the job”の中で、他の人に迷惑をかけないように、教材を厳選して、そして教え方も工夫しながらより効果的に教育することが重要になってきます。

(佐藤) 刑事クリニクスでは、最初からすばらしいプレイヤーなどありえないわけでは、失敗も承知の上です。ですから、医学教育を例にすれば「先生が診断しているのをちょっと見てごらん」といって、まず見せることが重要です。高野さんは、学生が弁護士と同じレベルで全てのことができるければならないと言っています。それは、マニフェストとしては格調高く、理想的ですが、残念ながら不可能です。早稲田大学は、リーガル・クリニクスを非常に重視しており、それは大事なことでと思います。少なくとも刑事クリニクスに関しては、教員の人数を確保しないと頭打ちになってしまいます。現状の非常勤講師制度と違うものをつくることは難しいかもしれませんが、エクスターニクスを応用した制度をつくれれば協力してくれる人はいると思います。

(参加者) 教育意欲を持っておられる実務家の知識と経験を生かす工夫は、現在でもいろいろな形でされています。

(佐藤) 先ほど高野先生に対する批判を言いましたけれど、高野先生の事務所に行った時、高野先生に教わった早稲田大学の修了生たちがスタツツとして働いておりました。別の事務所に勤めたけれど、高野先生の下で働きたいとかで移ったそうです。高野先生が非常に強いインパクトを学生に与えたことは間違いないと思います。

(参加者) 昔は司法修習の期間が長く、弁護士や検察官の下でそれぞれ4か月間ずつ修習できました。だから、裁判官になるにせよ、検察官の視点・弁護士の視点を持つことができました。それは非常に良い経験でした。現在では司法修習期間が非常に短くなっているので、ろくな修習もしないで裁判官になってしまいます。そういう裁判官は、弁護士あるいは検察官の視点から事件を見ることができません。そこを法科大学院がやらなければならぬと思います。

(参加者) 弁護修習の指導弁護士になつて、おおよそ2000人の弁護士にアンケートを出したところ、そのうち600人ぐらいの弁護士が回答してくれました。それをもとに2012年3月号の『自由と正義』に新司法修習の弁護修習について書かせてもらいました。早稲田大学の法科大学院が始まってから、実務家の先生方から司法修習に対する批判が多く聞かれました。高野先生ははじめ多く先生方が、修習というのは、見るだけで実際にやるわけではないので意味がないとおっしゃっていました。そして、教官も、実務を見せるだけという姿勢です。ここには、実務を改善していく視点が全然

ないはずと聞かされてきました。今回のアンケートの回答を見てもその実態が数字としてはつきり出ています。アンケートの冒頭の質問で「弁護修習においては何を目的として指導されていいたか」という質問を設けました。選択肢には「実務の現状を見せる」「弁護士の風土、あるいは精神的な文化に慣らせる」などに加えて、「実務を改善させる」という選択肢も入れました。複数回答で3つまで回答させるといふ設問だったのですが、この選択肢を選んだのは600人の回答の中で2～3%に過ぎませんでした。

(佐藤) そうですか。ちょっと驚きですね。(参加者) 私たちも驚きました。高野先生がおっしゃっていた通りでした。

(佐藤) 私は、ずいぶん昔に法律の委員をやりました。そのときに一緒にやっていた検察官が、答えがないような最先端の質問をしていました。彼は、法曹として重要なことは、既存のものを暗記しているかどうかではなく、新しい問題・未知の問題に対して柔軟に対処する力があるかどうかである、と言っていました。司法試験のペーパーテストは、知識のアウトプットしか試していません。今の制度になって、司法試験を高得点で合格する人がいても、ただ暗記しているだけなので、実際に裁判官になってみたら全然使いものにならないという人が結構います。

(参加者) 臨床法教育は、未解決の事件に接する機会を学生に与えることができます。法科大学院の代表的な教育方法は、アメリカのロースクールで行われているケース・メソッドです。しかし、これは基本的に決着のついた事件です。したがって、ケ-

ス・メソッドでは実務家に本来求められる能力、つまり未解決の事件を考える能力を養えません。

(佐藤) 問題解決能力を養うというのは正しいと思います。ですから先ほどのアンケートのパーセンテージは聞きまして意外に感じました。

(参加者) これほど如実に結果が出るとは思いませんでした。

(佐藤) 刑事司法を変えていく新しい原動力として市民というのが出てきました。そして、それに法律家はどう対峙するかと問われています。四宮さんが陪審制を主張し、私が参審制を主張し、ずっとライバルでした。しかし、過去のものは使い物にならず、全く羅針盤がない状態の中で、未知の問題に対処する能力を養っていかうという方針には全く賛成です。しかし、現状はやはりまず合格を目指すなければいけない風潮になっています。模擬法廷やクイズは、試験にプラスに働くかどうかかわからないから敬遠され、興味がある人、あるいは余裕がある人がやる科目のように思われるかもしれません。しかし私は早い段階で実務に触れることにより書物を読む上でもプラスに働くであろうと思います。

(参加者) 1週間ほど前に小川法務大臣が早稲田大学に來られて、学生および教員5〜6人と懇談しました。法務大臣がいいた理由は、ひとつは法科大学院の教育が司法試験と合致しているのかどうかということと、もうひとつは司法試験不合格者の就職を法科大学院がどれだけ真剣に考えているのかということに関心があったからです。法科大学院教育が司法試験と合致しているのかどうかという問題意識を聞いたと

き愕然としました。法科大学院教育は、司法試験合格を前提に、将来の法曹をいかに育てるかという意識でやっているつもりでした。大臣も法律家ですが、やはり合格者が出せないのは法科大学院教育が不十分なのではないかというような認識が一般の人たちにはあるのかと思ひまして愕然としました。

(佐藤) 司法試験が法科大学院教育に合わせなければいけないのに、むしろ司法試験が法科大学院教育を歪めている可能性が高いと思います。法学部を出て司法試験に受かった人なんて、法律知識があるだけで使いたいものになりません。他学部出身の人のほうが目標を持っています。法律は単なる道具です。刑法に多いのですが、法律を愛している人がいる。体系みたいなね。しかし、法律が好きだというのはおかしい。法律はやはり道具です。

(参加者) アメリカのロースクールの教員たちが議論していることはfitness to practiceです。アメリカのロースクールでは、変化する社会の中で活躍できる法曹をいかに養成するべきかについて議論をしています。日本のロースクールでは、そういった議論はなく、いかに司法試験の合格率を上げるかということに集中してしまします。大変苦しいところではありますけれども、やはりいかなる法曹を育てるべきかという大きな視点は失わないようにしたいと思います。

(佐藤) それでいいと思います。私は、東京大学の学生と比べると、早稲田大学の学生のほうが、そういう志は高いと思います。所詮、東京大学は官僚養成大学です。刑事弁護を志すという学生などはかなり稀で

す。早稲田大学で将来の刑事司法を支える法曹を育てていくことは日本のためになると思います

(参加者) 2〜3年先の司法試験合格率は上がらないかもしれませんが、10年後の早稲田の卒業生の質を見てもらいたいと思います。

(佐藤) 冒頭に言ったように、学習効果とということを考えても、もう少しクイズや模擬裁判などの意義を学生にも知ってもらって、教員も教育方法を工夫してやっていかなければならないと思います。

(司会) 本日は、長時間にわたりどうもありがとうございました。